判例データ活用支援

人工知能法学研究支援センター　西野文人

背景

・最高裁判所のサイトで検索可能な最高裁判所判例集，高等裁判所判例集，下級裁判所裁判例速報，行政事件裁判例集，労働事件裁判例集，知的財産裁判例集が検索できるが、一括ダウンロードなし、PDFでの提供

判例HTMLデータの概要

・自然言語処理で扱えるようにテキスト(HTML)化
　・検索によってすべての判例PDF（1947年～2024年までの65,855件）をダウンロード, PDFを解析して物理構造HTMLへ, さらにレイアウト解析（不要部分の削除、段落・箇条書き認識）により論理構造HTMLへ

応用（判例ナレッジナビゲータ）

1) 高度な検索・分析を行えるように、ナレッジグラフ(KG)化
　・オントロジーを設計、元のメタデータに加えて、テキストを解析して得られた裁判官、当事者の情報、参照法令などや、外部データ(DBpedia, eLaws)とのリンクをRDFの作成⇒約2千万トリプル。SPARQLによる高度な検索が可能
2) KGの扱いに不慣れな人でも利用できるように、判例KGナビゲータ構築
　・ダイナミックパブリッシングによる典型的な情報の検索・閲覧・ナビゲーション⇒裁判官、当事者、参照法令、キーワードなどから関連する判例の探索・閲覧が可能

ナレッジナビゲータ画面例

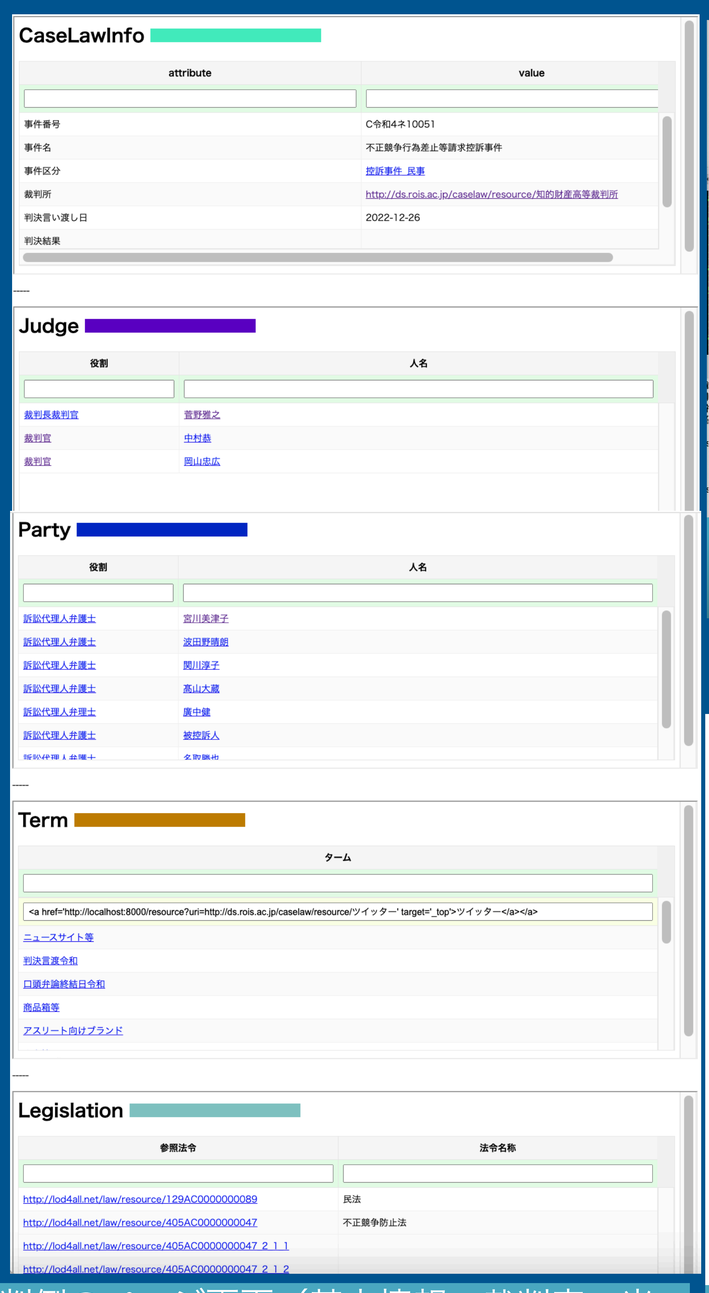

判例のページ画面（基本情報、裁判官、当事者、キーワード、参照法令などが抽出され、示される）

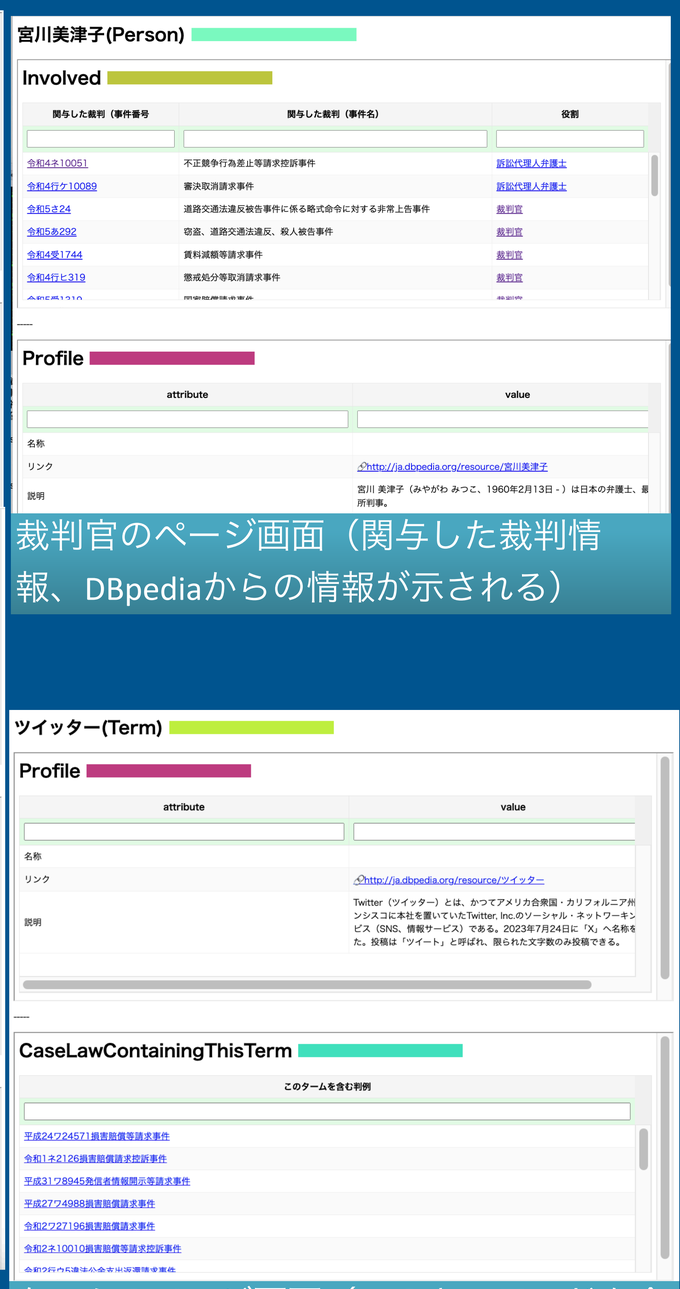

裁判官のページ画面（関与した裁判情報、DBpediaからの情報が示される）

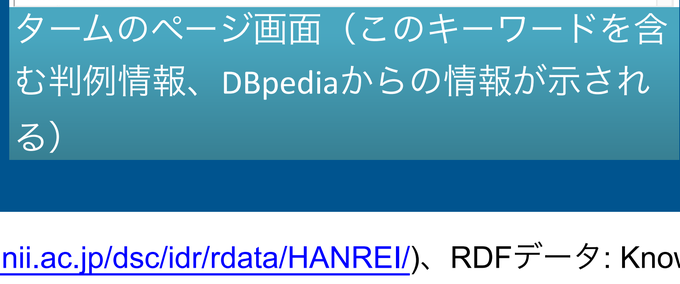

タームのページ画面（このキーワードを含む判例情報、DBpediaからの情報が示される）

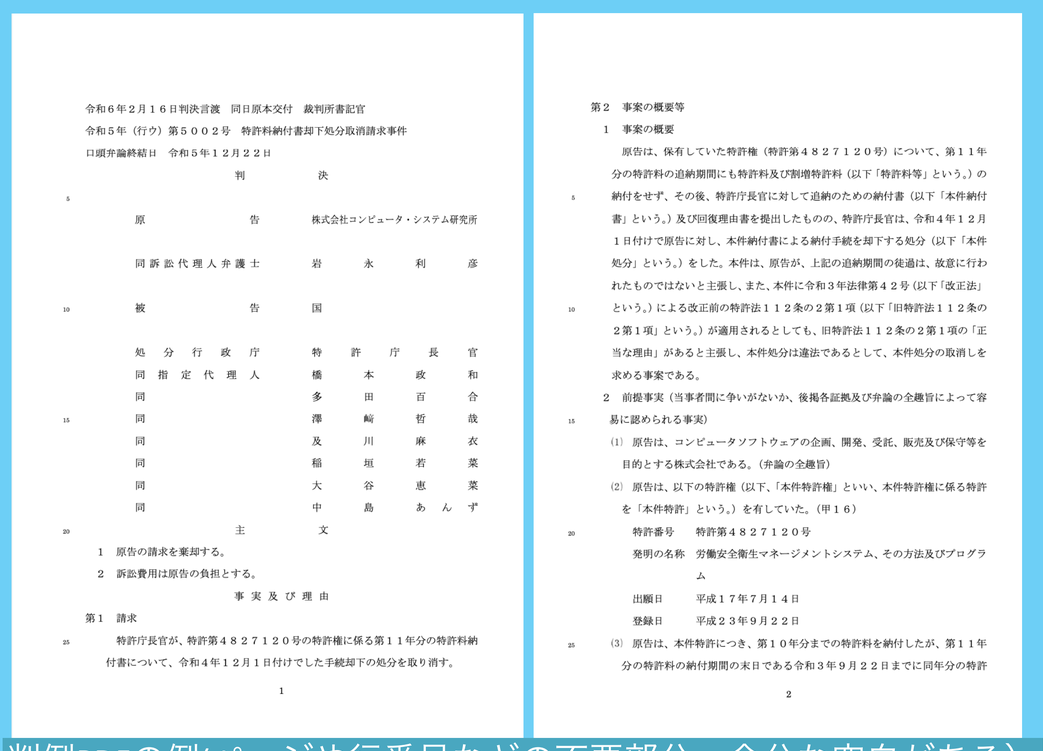

令和６年２月１６日判決言渡　同日原本交付　裁判所書記官
令和５年（行ウ）第５００２号　特許料納付書却下処分取消請求事件
口頭弁論終結日　令和５年１２月２２日

判　　決

原　　告　　株式会社コンピュータ・システム研究所
同訴訟代理人弁護士　岩　永　利　彦
被　　告　　国
処分行政庁　特許庁長官
同指定代理人　橋　本　政　和
同　多　田　百　合
同　澤　崎　哲　哉
同　及　川　麻　衣
同　稲　垣　若　菜
同　大　谷　恵　菜
同　中　島　あ　ん　ず

主　　文

１　原告の請求を棄却する。
２　訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　請求

特許庁長官が、特許第４８２７１２０号の特許権に係る第１１年分の特許料納付書について、令和４年１２月１日付けでした手続却下の処分を取り消す。

1

第２　事案の概要等

１　事案の概要

原告は、保有していた特許権（特許第４８２７１２０号）について、第１１年分の特許料の追納期間にも特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）の納付をせず、その後、特許庁長官に対して追納のための納付書（以下「本件納付書」という。）及び回復理由書を提出したものの、特許庁長官は、令和４年１２月１日付けで原告に対し、本件納付書による納付手続を却下する処分（以下「本件処分」という。）をした。本件は、原告が、上記の追納期間の徒過は、故意に行われたものではないと主張し、また、本件に令和３年法律第４２号（以下「改正法」という。）による改正前の特許法１１２条の２第１項（以下「旧特許法１１２条の２第１項」という。）が適用されるとしても、旧特許法１１２条の２第１項の「正当な理由」があると主張し、本件処分は違法であるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

２　前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1)　原告は、コンピュータソフトウェアの企画、開発、受託、販売及び保守等を目的とする株式会社である。（弁論の全趣旨）

(2)　原告は、以下の特許権（以下、「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許を「本件特許」という。）を有していた。（甲１６）

特許番号　特許第４８２７１２０号
発明の名称　労働安全衛生マネージメントシステム、その方法及びプログラム
出願日　平成１７年７月１４日
登録日　平成２３年９月２２日

(3)　原告は、本件特許につき、第１０年分までの特許料を納付したが、第１１年分の特許料の納付期間の末日である令和３年９月２２日までに同年分の特許

2

判例PDFの例(ページや行番号などの不要部分、余分な空白がある）

```
<dl><dt>原告</dt><dd>X</dd><dt>被告</dt><dd>株式会社ユーグレナ</dd><dt>同訴訟代理人弁
子</dd><dt>同</dt><dd>角渕由英</dd><dt>同訴訟代理人弁護士</dt><dd>志甫治宣</dd><dt>同
</dl>
<ul><li>1　原告の請求を棄却する。</li>
<li>2　訴訟費用は原告の負担とする。</li>
</ul>
<h2 class="事実及び理由">事実及び理由</h2>
<h3>第1　請求</h3>
<p>特許庁が無効2020-800119号事件について令和5年3月27日にした審決を取り消す。</p>
<h3>第2　事案の概要</h3>
<h4>1　特許庁における手続の経過等(当事者間に争いがないか、証拠により明らか)</h4>
<ul><li>(1)　原告は、平成26年11月25日を出願日とする特許出願(特願2014-237308号。優先権主張
27年5月24日に新たな特許出願とした特願2015-105028号の一部を更に分割し、発明の名称を「角栓除去
月2日に新たな特許出願(特願2017-73338号)をし、平成30年1月12日、特許権の設定登録を受けた(以下
```

判例HTMLの例

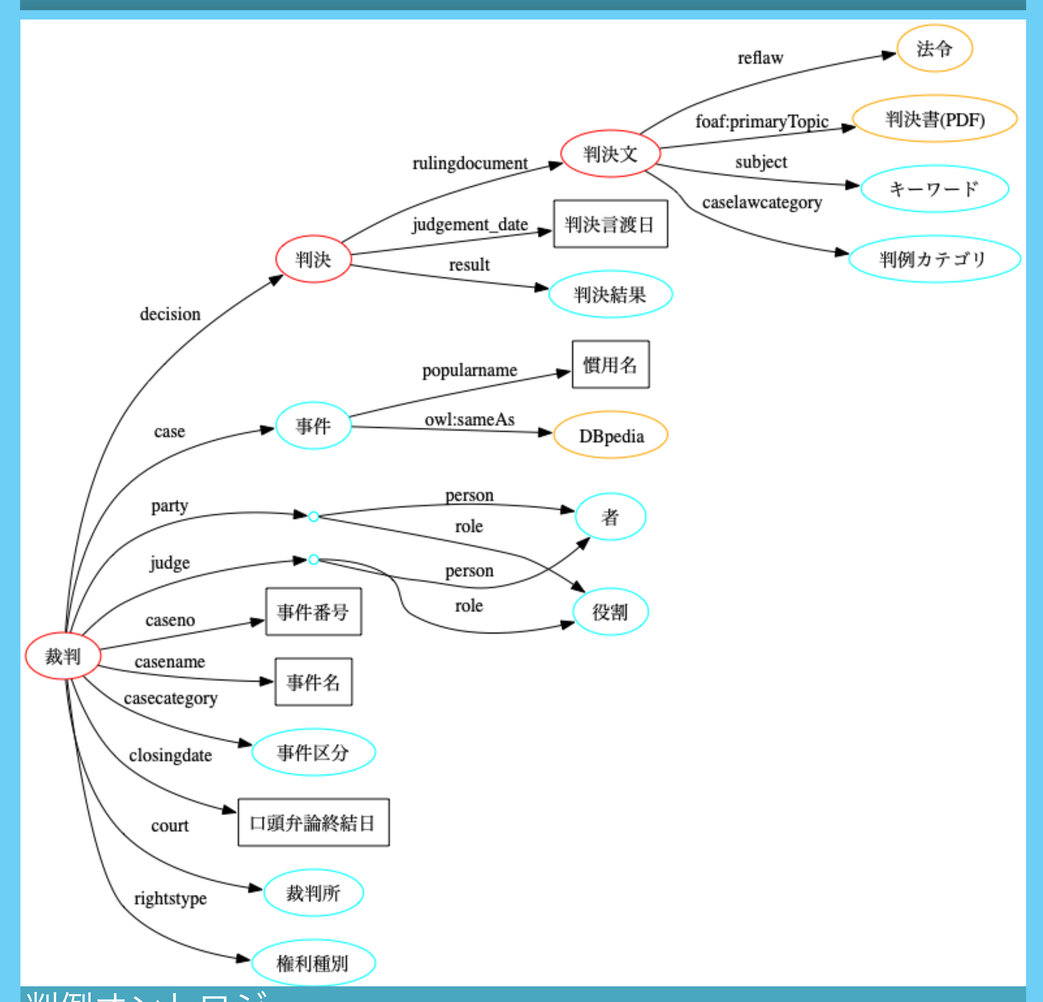

判例オントロジー

```
caselaw:T076150
        rdf:type caselawo:Trial;
        rdfs:label "C昭和22ク7仮差押執行取消申立却下決定に対する抗告事件につきなした決定に対する再抗告"@ja;
        caselawp:id "076150";
        caselawp:caseno "C昭和22ク7"@ja;
        caselawp:case caselaw:C昭和22ク7;
        caselawp:casecategory caselawo:CaseCategory_ク;
        caselawp:casename "仮差押執行取消申立却下決定に対する抗告事件につきなした決定に対する再抗告"@ja;
        caselawp:court caselaw:最高裁判所第一小法廷;
        caselawp:trialcourt caselaw:札幌高等裁判所;
        caselawp:decision caselaw:J076150;
 .
caselaw:J076150
        rdf:type caselawo:Judgment;
        rdfs:label "C昭和22ク7仮差押執行取消申立却下決定に対する抗告事件につきなした決定に対する再抗告"@ja;
        caselawp:id "076150";
        caselawp:judgmentdate "1947-12-24"^^xsd:date;
        caselawp:result caselawo:決定_却下;
        caselawp:rulingdocument caselaw:D076150;
 .
caselaw:D076150
        rdf:type caselawo:CaseLawDocument;
        rdfs:label "C昭和22ク7仮差押執行取消申立却下決定に対する抗告事件につきなした決定に対する再抗告"@ja;
        caselawp:id "076150";
        caselawp:caselawcategory caselawo:最高裁判例;
        foaf:primaryTopic <https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/150/076150_hanrei.pdf>;
        caselawp:year 1947;
```

判例RDF例

データの公開場所：HTMLデータ： IDR(https://www.nii.ac.jp/dsc/idr/rdata/HANREI/)、RDFデータ: Knowledge Connector(https://idea.linkdata.org/idea/idea1s4030i)